医政歯発1105第１号
令和８年11月５日

各都道府県医務主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（　公　印　省　略　）

令和８年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について（通知）

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第６条第３項及び歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第６条第３項に基づき、業務に従事する歯科衛生士及び歯科技工士は、２年ごとに、12月31日現在における厚生労働省令で定める業務従事状況等の事項について、就業地の都道府県知事に届出（以下「業務従事者届」という。）を行わなければならないこととされています。

令和８年における業務従事者届の届出の内容及び実施方法については、下記のとおりといたしますので、内容を御了知の上、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届に係る事務を実施いただきますとともに、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いいたします。

記

１　業務従事者届様式、業務従事者届記載要領及び留意事項について

令和８年８月14日に公布された医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第128号）により、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）に規定する歯科衛生士の業務従事者届の様式（様式第５号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）に規定する歯科技工士の業務従事者届の様式（様式第３号）が改正され、同日から施行されました。令和８年の届出に当たっては、改正後の様式である別添１及び２を御使用いただきますようお願いいたします。

また、これに伴い、歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届記載要領についても、様式の改正に合わせて、前回届出年（令和６年）の内容に一部追記を行い、別添３及び４のとおり改正いたしました。

２　オンライン届出の実施について

オンライン届出の実施方法等は、以下の（１）～（３）のとおりです。

なお、引き続き、従来と同様の方法により、紙媒体による届出も可能です。

（１）オンライン届出の実施方法（概要）

①　医療機関等の事務担当者が、利用申請フォームより医療従事者届出システムを利用するための医療機関 ID を取得する。

②　事務担当者が、医療従事者届出システムにおいて歯科衛生士及び歯科技工士ごとに利用者 ID を設定し、歯科衛生士及び歯科技工士本人に伝達する。

③　歯科衛生士及び歯科技工士本人が、医療従事者届出システムにおいて、届出内容を入力フォームに入力し、又は、届出内容を記載した届出様式（Excel 様式）をアップロードする。

④　事務担当者が、医療機関等に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士の届出データを一括して医療従事者届出システム上で登録する。

⑤　都道府県は、オンライン届出された業務従事者届に係る情報について、医療従事者届出システムを通じて、衛生行政報告例の電子調査票の形式（Excel 様式）で出力することができる。

（２）医療従事者届出システムの運用に係る詳細な情報

医療従事者届出システムへのアクセス方法、医療従事者届出システムの操作マニュアル、医療従事者届出システムに係る Q&A などについては、以下の厚生労働省の専用ホームページにおいて随時掲載していきますので、適宜ご参照ください。

あわせて、医療従事者届出システムの運用に係る重要な情報については、別途、事務連絡でもお知らせさせていただきますので、事務連絡の内容についても、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

〔厚生労働省の専用ホームページの URL〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

（３）医療機関等へのオンライン届出の周知

業務従事者届のオンライン届出を周知するための周知用チラシを作成しましたので、別添５として添付いたします。別添５の周知用チラシ等をご活用いただきながら、医療機関等の管理者・事務担当者、歯科衛生士及び歯科技工士に対して、業務従事者届のオンライン届出の積極的な活用について周知を行っていただきますよう、お願いいたします。